

### 地域医療構想について（地域医療構想の策定） その2

#### 1 医療審議会（保健医療計画調査部会）

##### (1) 地域医療構想策定の場合

⇒地域医療構想策定の諮問を受け、とりまとめ、答申を行う。

（医療需要の推計、医療提供体制の検討 ほか）

⇒地域医療構想意見交換会での意見を踏まえ、必要に応じ、構想区域見直しの検討を行う。

##### (2) スケジュール

- ① 保健医療計画調査部会
- ② 医療審議会全体会

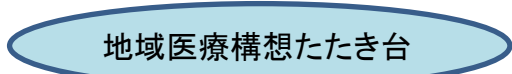
第1回（5月）諮問

5回程度開催

3回程度開催

（②第6次医療計画中間報告）

第2回 ⇒  
（7月）

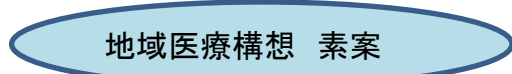


⇒ 第1回  
（9月）

地域医療構想調整会議  
の意見



第3回 ⇒  
（10月）



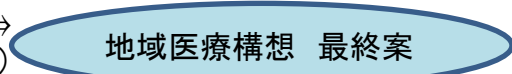
⇒ 第2回  
（11月）

地域医療構想調整会議  
の意見



市町村・保険者協議会の意見  
パブリックコメント 等

第4、5回 ⇒  
（H28. 1、3月）



⇒ 第3回  
（3月）

⇒ 答申（3月）

#### 2 地域医療構想意見交換会

##### (1) 開催

・ 各圏域単位で、郡市医師会、病院、有床診療所を対象に開催

- ① ビジョンの主旨、概要を説明する。
- ② 策定の進め方を説明し、意見交換する。
- ③ 地域医療の状況や課題について意見交換する。□

・ 6月上旬～

##### (2) 目的

- ①地域医療構想の理解を深める。
- ②構想策定の共通認識を持つ。
- ③地域医療の状況や課題を共有す

##### (3) 効果

- ①推進に向けた意識づくり
- ②問題の共有

#### 3 構想区域 病床の機能の分化及び連携を推進するための単位

##### ○ 課題

- ①相双医療圏の扱い
- ②南会津医療圏の提供体制と受療状況

#### 4 調整会議 各構想区域ごとに設置

○ 関係者の連携の下、将来の必要病床数を達成するための方策など、地域医療構想の実現に向けた取組を協議する。策定段階から設置し、意見をもらう。